

月例報告書別紙（東電以外ソースからの情報）

2014年10月分

2014年11月25日

原発ウォッチャー

1. 福島第一原発の現況と関連事項

1) 福島第一原発廃炉と東電破綻処理

a. 福島第一1号機の燃料取り出しの準備難航、2～5年遅れで廃炉計画に影響も

東京電力福島第一原発の廃炉作業で、東京電力は30日、1号機の核燃料取り出し時期を見直す方針を公表した。使用済み燃料の取り出しは2年遅れて2019年度に開始、溶け落ちた燃料の取り出しは5年遅れの2025年度に開始とする。溶け落ちた燃料の取り出しは昨年6月に1年半前倒ししたばかりで、作業を見通す難しさが改めて浮き彫りになった。（読売、朝日、東京NHK10/30）

b. 福島第一1号機の建屋カバーを取り外し

東京電力は22日、1号機の建屋カバーの解体に向けた作業の準備として、放射性物資が巻き上がるのを防ぐため屋根部分に穴を開けて内部に飛散防止剤をまいた。さらに31日、屋根パネルの一部を取り外した。カバーをしてから約3年ぶりに、水素爆発によって散乱したがれきのぞいた。カバー解体はがれき撤去や燃料取り出しに向けた作業の一環。（読売10/31、朝日、日経、東京NHK10/22,23、朝日11/1）

2) 事故の検証

a. 福島第1、電源喪失の原因は津波 規制委が中間報告

原子力規制委員会は8日、東京電力福島第1原子力発電所事故について検証した中間報告書をまとめた。事故の拡大を招いた電源喪失について「津波による浸水が原因」との見解を示し、地震の揺れが関与していたとする国会事故調など一部の見方を否定した。

事故原因が重要な意味を持つのは、それによって今後の再発防止策が変わってくるため。仮に地震が原因なら他の原発でも地震への新たな対応が必要になる可能性がある。（日経、福島10/8）

3) 建屋プールからの燃料取り出し

4) 使用済み燃料

5) 冷却水循環及び汚染水問題

a. 第一原発井戸で放射性物質の濃度が急上昇

東京電力は8日、福島第一原発で、昨年8月に約300トンの汚染水漏れが発覚したタンクの近くに設置した井戸一個所で、地下水からストロンチウムなどのベータ線を出す放射性物質が1リットルあたり14,000ベクレル検出され、前回採取した3日と比べ21倍に上昇したと発表した。東電は「台風の大雨によって地下水に何らかの影響が出たと考える」と話している。

（東京、福島10/10）

b. 第一原発サブドレン 地下水放出めど立たず

第一原発の建屋周辺の井戸サブドレンからくみ上げた地下水を浄化して海に放出する汚染水対策をめぐり、東電は浄化設備の試験運転で放射性物質を十分に減らせたと発表した。東電は浄化後の水を海に放出したい考えだが、風評被害を怖れる漁業者の反発は根強く、めどは立っていない。(福島 10/12)

c. 井戸から最高濃度の放射性物質 汲み上げを停止

東京電力は24日、福島第一原発の原子炉建屋周囲の井戸「サブドレン」でくみ上げた地下水から、高濃度の放射性物質を検出したと発表した。これまでで最高値だったといい、この2本の井戸からのくみ上げを停止し、原因を調べるという。東電は、台風による大雨で、建屋の屋根や周囲の泥についての放射性物質が流れ込んだ可能性があるとしている。(読売、東京、NHK10/24)

d. 増設、高性能 ALPS を公開

東電は16日、新增設した多核種除去設備（ALPS）や、サブドレンからくみ上げた地下水の浄化設備などを報道陣に公開した。3系統で1日あたり約750トン进行处理する既設型と同規模の「増設ALPS」と、1系統で1日約500トン処理できる「高性能ALPS」を建設。3施設合計の処理能力は1日約2000トンとなる。またサブドレンからくみ上げた地下水の浄化設備は、1日約1200トンの処理能力がある。東電は構内にある約36万トンの高濃度汚染水を今年度内に処理することを目指している。これに加え、東電は16日、汚染水からストロンチウムを除去するため、ALPSとは別の浄化装置の追加施設建設を原子力規制委員会に申請した(NHK10/16日経、福島 10/17)

e. 止水剤投入始める

東電は16日、福島第一原発2号機の海側トレンチの凍結止水工事で、十分に凍らない氷の壁の隙間に止水剤の投入を始めた。止水が確認できれば、来月下旬からトレンチにたまる高濃度汚染水約5000トン抜き取り、2号機タービン建屋などへ移す。(福島 10/17)

f. ALPS、初めて全系統が稼働

東京電力は23日、福島第一原発で高濃度汚染水进行处理する多核種除去設備ALPS（アルプス）のうち、トラブルで停止していた、1系統の運転を再開した。再開したのは、元々あった3系統のうちBと呼ばれる系統。9月に処理中の水が白濁し、放射性物質の吸着を妨げるカルシウムが通常より高い濃度で残っていた。当初からあった3系統で同時に処理するのは約1カ月ぶり。他に今年9月に完成した増設3系統と、今月導入された改良型1系統も運転中で、初めて全系統が稼働した。(朝日、NHK10/23)

6) 核廃棄物の最終処分場

a. 核のごみ最終処分場適地を絞り込み 経産省が検討着手

経済産業省は23日、放射性廃棄物ワーキンググループ（委員長・増田寛也元総務相）の会合を開き、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定に向けた検討を始めた。来春までに具体策を固め、核のごみの最終処分に関する政府の基本方針に反映させる見通し。国内には原発の使用済み燃料が約1万7000トンあり、再稼働が始まると増える。(日経、朝日、NHK10/23,24)

7) 作業員の状況と対策

a. 労災増で環境改善急務

福島第一原発では汚染水対策工事にともない作業員数が前年比約 2 倍に増加し、平日には一日約 5,000～6000 人が働く巨大な現場となっている。人が増えたことで、熱中症を含めた労働災害の件数も増加しており、東電は作業環境の改善を進めている。(福島 10/5)

2. 被ばくの状況と対応策 環境汚染と住民

1) 川内村の一部で避難指示を解除 田村市都路地区に次ぎ 2 例目

東京電力福島第 1 原発事故で避難区域が設定された福島県内 11 市町村のうち、川内村東部に指定された避難指示解除準備区域(139 世帯 275 人)が、10 月 1 日午前 0 時に解除された。4 月に解除された田村市都路(みやこじ)地区に次ぎ 2 例目。(読売、毎日、東京、NHK10/1,2)

3. 除染・減容・貯蔵の技術と作業

1) 中間貯蔵施設

a. 政府は「中間貯蔵 30 年」法案提出。福島県外で処分すると明記

政府は 3 日、福島第一原発事故の除染で出た汚染土などの保管用に福島県内での建設を計画している中間貯蔵施設について、貯蔵開始から 30 年以内に汚染土などを県外に運び出して最終処分する規定を盛り込んだ関連法の改正案を閣議決定し、国会に提出した。(読売、朝日、NHK10/3)

2) 指定廃棄物の最終処分場

a. 指定廃棄物の最終処分場で調査

原発事故で出た放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場の建設に向け、環境省は、宮城県内での候補地を絞り込むため、8 日現地に入り、詳細な調査を始めた。環境省は、宮城県内では栗原市、大和町、加美町の 3 つの自治体の国有地を候補地として選定し、県はことし 8 月、候補地を 1 つに絞り込むための現地の詳細な調査を受け入れることを表明した。これを受けて環境省は現地の詳細な調査を始め、調査に強く反対している加美町で、環境省の職員や民間のコンサルタント会社の社員など 3 人が候補地の田代岳を調査した。これに対し、20 日、加美町の猪股町長らは環境庁を訪れ、町に事前の連絡をせずに現地調査を強行したとして抗議した。(NHK10/820)

4. 自治体の動き

1) 福島県知事選 知事に内堀氏 与野党 4 党が相乗り支援

任期満了に伴う福島県知事選は 26 日投開票され、現職の事実上の後継で前副知事の内堀雅雄氏(50)(無所属)が、前岩手県宮古市長の熊坂義裕氏(62)ら 5 人を破って初当選した。東京電力福島第 1 原発事故後初めての知事選だったが、自民、民主、公明、社民の各党が内堀氏を相乗り支援したため、選挙戦は低調で、投票率は過去 2 番目に低い 45.85%だった。(毎日、日経、NHK10/27)

2) 川内原発、市議会採択を受け、地元市長も再稼働に同意

九州電力川内原子力発電所の再稼働を巡って立地自治体の鹿児島県薩摩川内市の岩切秀雄市長は 28 日、再稼働に同意する考えを表明した。同日の市議会の臨時本会議で再稼働に賛成する陳情が賛成多数で採択されたのを踏まえ、市長自身が再稼働容認を示した。東京電力福島第 1 原発

の事故後、政府の新規制基準に合格した原発の立地自治体で首長・議会が再稼働に同意したのは初めて。(朝日、日経 10/28)

3) 廃炉関連企業など誘致

福島県双葉町の復興推進委員会は 27 日、避難指示解除前に町内に復興拠点を設けることなどを盛り込んだ長期構想の中間報告をまとめた。町内は高線量地区が多く、中間貯蔵施設の建設計画もあり、避難指示の解除時期や推定の帰還人口などは定めなかった。(読売 10/29)

5. 政府と政治的な動き

1) 再生可能エネルギー 経産省は制度を抜本見直し

経済産業省は 15 日、総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会(委員長・山地憲治東京大名誉教授)で再生可能エネルギー固定価格買い取り制度(FIT)の抜本的な見直しに向けた検討を本格的に始めた。九州電力など電力 5 社による再生エネの新規受け入れ停止で、再生エネ事業者には混乱が広がっており、経産省は早急な対策を迫られている。(毎日 10/16)

2) 原発比率は 3 割未満に…経産相、具体的水準示す

宮沢経済産業相は 23 日、読売新聞などのインタビューに応じ、将来の国内の全発電量に占める原子力発電の割合について「(東日本大震災前の水準の) 3 割を目指すことには絶対にならない」と述べ、3 割を下回る水準にする考えを示した。(読売 10/24)

6. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の動き

7. 電力事業者の動き

1) 冬の電力 余力確保 経産省見通し、10 社の予備率 3%以上

経済産業省の電力需給検証小委員会は 1 日、この冬に北海道から沖縄まで 10 電力会社の管内で、需要を上回る供給力を確保できるとの見通しを示した。最大電力需要に対する供給余力をあらわす「予備率」は、10 社すべてが安定供給に最低限必要な 3%以上となる。特に寒さで冬の消費量が増える北海道も、予備率は 11.4%と昨冬の 7.2%より改善する。(日経 10/1)

2) 東電と中部電、包括提携で共同事業会社 正式発表

東京電力と中部電力は 7 日、燃料調達・火力発電分野で包括的な提携を結ぶことで基本合意したと正式発表した。年末に向けて詳細を詰め、2014 年度中に折半出資による共同事業会社を設立する。燃料の液化天然ガス(LNG)の調達量は世界最大規模となる。規模拡大を通じて調達コストを抑えるほか、東電が計画する老朽火力発電所の建て替えを共同で進めて発電事業を効率化する。2016 年の電力小売り全面自由化に向けて、業界再編の呼び水になる可能性がある。(朝日、毎日、福島 10/8、日経 10/7)

3) 電力大手 10 社のうち 8 社が経常黒字

電力大手 10 社の 2014 年 9 月中間連結決算が 31 日出そろい、北海道電力と九州電力を除く 8 社が経常黒字を確保した。火力発電などの燃料費が想定を下回り推移したため。2014 年度通期の

連結業績予想については、5社が原発再稼働の時期が見通せないことを理由に未定としている。東京電力は経常利益が前年同期比71%増の2428億円となり、2年連続で1000億円を超える経常黒字を確保した。(毎日、日経、東京 10/31,11/1)

4) 核燃料再処理工場の完成予定が再度延期。規制委の審査はまだ初期段階

青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場の完成予定が、2016年3月に延期された。延期は21回目。運営する日本原燃は今年完成を目指していたが、前提となる原子力規制委員会の審査はまだ初期段階にとどまっている。審査が長引けば使用済み燃料の処理も進まず、原発が再稼働した場合の運転に影響する可能性もある。(朝日、東京 10/31)

5) 電力各社が再生エネルギー買い取り契約手続きを中断

東北電力、四国電力、北海道電力、沖縄電力の各社は、9月30日、大規模太陽光発電所など再生可能エネルギー業者からの電力買い取り契約の手続きを供給管内全域で中断すると発表した。固定価格買い取り制度に基づく契約が急増し、すべて接続すると送電網の要領を上回り、電力の安定供給に支障が出る恐れがあると判断した。(日経 10/13、毎日福島 10/1)

8. 原子力規制委の動き

1) 志賀原発の活断層問題、北陸電に追加データ要求

原子力規制委員会は3日、北陸電力志賀原子力発電所(石川県)の敷地内にある断層が活断層かどうかを話し合う有識者会合を開いた。原子炉近くを通る断層が「活断層である可能性は否定できない」として、活断層ではないとする北陸電に追加のデータを求める考えで一致した。(日経 10/3)

2) 高浜再稼働、最終審査へ 規制委、今冬にも「適合」 関電が書類提出

関西電力は31日、高浜原発3、4号機(福井県)について、原子力規制委員会の審査をふまえて書き換えた申請書類を規制委に提出した。規制委はこの書類をもとに、新規制基準を満たしているとする審査書案をつくる。再稼働の前提である審査は最終段階に入り、早ければ今冬に「適合」を正式決定する見通しだ。(毎日、日経 11/1)

3) 規制委は、SPEEDIを原発事故の避難判断に使わないことを決定

原発などで重大事故が起きた際に放射性物質の広がりを予測する「SPEEDI(スピーディ)」(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)について、原子力規制委員会は8日、住民避難などの判断に使わない運用方針を決めた。すでに、放射線量の実測値をもとに判断する態勢に転換しているが、SPEEDIの使い方があいまいで、避難計画を作る自治体から明確化を求められたため。(朝日 10/8)

9. 任意団体の動き

10. 国際的な動き

1) 原発事故補償、条約承認へ

政府は 24 日、原子力発電所などで事故が起きたときの損害賠償の国際ルールを定めた「原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）」の承認案と、関連法案を閣議決定した。CSC は、(1) 原子力損害に関する訴訟は事故が発生した国でしか起こせない、(2) 賠償責任は、関係した企業ではなく、原子力事業者に集中させる。(3) 約 470 億円の賠償措置を各国に義務付け、それ以上の賠償を各国の拠出金で補完する—などが柱だ。現在は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業中の事故などで米企業の従業員がけがをした場合、従業員は米国で自分の企業を相手取り、巨額の損害賠償の訴訟を起こすことができる。このため、米企業が参入をためらう面がある。（読売 10/24、東京 10/31）

11. その他